令和５年度 第２回福岡県アレルギー疾患医療連絡協議会　議事録

日時：令和５年１１月７日（火）１８：００～１９：００
場所：県庁行政特別西（特１）会議室

※議事録の文章は、実際の発言の趣旨を損なわない程度に、読みやすく整理したものです。

（司会）
それでは定刻となりましたので、令和５年度第２回福岡県アレルギー疾患医療連絡協議会を開催させていただきます。
委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。私は本日の司会を務めます、がん感染症疾病対策課課長技術補佐の近藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
それでは開会に当たりまして、課長の牟田口より一言ご挨拶申し上げます。

（がん感染症疾病対策課長）
改めてご挨拶申し上げます。
第２回福岡県アレルギー疾患医療連絡協議会に、大変お忙しい中お集まりくださいましてありがとうございます。
また、皆様方には、日頃からアレルギー疾患のためにご尽力、ご貢献いただいておりますことに改めてお礼を申し上げる次第でございます。
なお、皆様ご案内のことと思いますけども、本協議会の西間先生におかれましては、半世紀にわたり、こどものアレルギー、喘息の治療、診断治療の進歩に大変貢献をされたというご功績でこのほど、西日本文化賞をご受賞されました。長年の業績、ご貢献に関しまして、心から、私からもお祝い申し上げます。おめでとうございます。
ということで、前回のお話からの続きになりますが、アレルギーの計画、今回素案を作成いたしました。目標の話も盛り込んでおります。ぜひこの計画を、前に進めていただきますように、皆様からの前向きなご意見をいただければと思っております。限られた時間ではございますけども、どうぞ最後までよろしくお願いいたします。以上です。

（司会）
福岡県アレルギー疾患医療連絡協議会委員の名簿につきましては、お手元に参考資料３を配布させていただいておりますので、ご確認いただければと思います。
また、本日は、九州大学大学院医学研究院皮膚科学分野教授　中原委員、そして、久留米市健康福祉部保健所健康増進課長　関委員から所用によりご欠席のご連絡をいただいております。
また、北九州市保健福祉局技術支援部難病相談支援センター所長　安藤委員の代理としまして、企画調整係長の岡田様にご出席いただいております。
また、拠点病院である福岡病院アレルギーセンター副センター長の杉山先生にも、本日ご参加いただいております。
続きまして、事務局職員をご紹介いたします。
企画監の川原でございます。がん感染症疾病対策課疾病対策係長の小迫でございます。疾病対策係主任主事の梶原でございます。
なお、本日の議事内容につきましては、ホームページへ掲載予定となっておりますので、あ

らかじめご了承いただきますようお願いいたします。
まず、議事の審議に入る前に、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思います。
（資料読み上げ）
不足されている方はいらっしゃいませんでしょうか。
それではこれより議事に入らせていただきます。議事進行につきましては西間会長にお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

（西間会長）
それでは、議事次第に従って進めさせていただきます。議題は、「第２期福岡県アレルギー疾患対策推進計画の素案について」であります。
事務局から説明をお願いします。

【事務局説明】

（西間会長）
どうもありがとうございました。それではここから討議に入っていいですね。今日のメインテーマはこれですから。あとはございませんので、ここにエネルギーを集中したいと思います。
先生方、今の説明の中でご質問、それから、何か確認したいことがありましたらどうぞ。

（田中副会長）
資料の 18 ページの、「災害時に備えた啓発の推進」というところで、「ホームページ等で周知を図ります」と書いてあり、次にマニュアル作成とありますが、これは別々のものなのでしょうか。それとも、同じものをホームページに載せて、マニュアルも作るというふうに理解してよろしいでしょうか。

（事務局）
上の行にありますホームページにつきましては、アレルギー疾患を持つ方のご家族や本人に対しまして、平時のときから準備をしていただくという意味合いの内容について、ホームページでお伝えしていくということとしております。
下の段につきましては、防災の方で管理しております避難所運営マニュアル、健康増進課が所管の、被災した避難所での保健師等の活動のマニュアルである災害時健康管理支援マニュアル、こちらの方を整備いたしまして、市町村に対し、災害が起こる前から周知等を行って、実際に災害が起こったときに対応できるような形という意味で、こちらに記載をしています。

（田中副会長）
ありがとうございます。ホームページだけだったら、実際に災害が起こったときに見る時間もないし、見られないのかなと思って、ちょっと心配しました。

（西間会長）
このホームページからマニュアルの方には、飛べるのですよね。

（事務局）
マニュアルは、市町村の職員向けに作るものになっています。上はご家族、ご本人の方に対するものですが、市町村の方には、マニュアルを通じて、例えば避難の案内とかそういったと

ころも実際に市町村にしていただく形になりますので、災害時は、基本的には市町村から連絡をするような形になっています。
　それで、恐らく平時からの備えというところの中に、災害発生時における対応ということで書いていますので、その中に、避難してくださいというようなところ等が、ホームページから飛ばずに見られるようになってくるかなと思っております。

（石橋委員）
　資料の１２ページですけれども、「３　アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上」の項目の（1）のところの後段の方に、「アレルギー疾患を有する者やその家族に対応する機会が多い、保健師、助産師、管理栄養士等の専門職の資質向上を図ることが重要です。」と書かれているところですが、看護職のことをご質問したいのですが、保健師、助産師に限定して、看護師をここで省いているのは、何か意図がおありでしょうか。
　医療提供体制のところには、もちろん医療提供している施設は、看護師が働いていることが多いので、そこで看護師の質の向上のところは述べているのですけれども、生活の質の維持向上のところの、後段のところを見ますと、保健所とかだけではなくて、障がい者施設であるとか、老人が入っている施設であるとかそういうところも前提に書いてあるとすれば、看護師を入れていただいた方がいいのではないかと。赤字のところではなかったので、前もそうだったかと思いましたけど、改めて見て、そう感じました。

（事務局）
　そちらはですね、１０ページの「２　アレルギー疾患に係る医療提供体制」の柱の（２）の「医療従事者の人材育成」、こちらに医師や、看護師、薬剤師、臨床検査技師も入っております。下から２行目ですが、こちらに看護師と明記させていただいております。
　ただ、3の（1）にも入れて問題はなく、今は「等」のところに看護師は入っているのですが、ここはちゃんと見えるようにした方が良いですね。

（田中副会長）
　そしたら薬剤師もやはり入れた方が良いのでは。

（事務局）
　これは他の計画でもあったのですが、「等」というところが見えにくいということがあって、そういった意味では、きちんとこちらからお願いしていく以上は、わかりやすくした方が良いので、今のようなところでもし、変えたい部分があればご指摘いただきたいと思います。
　大変恥ずかしい話なのですが、前回、初めてこの計画を作りまして、まだ2回目というところもありまして、若干まだ文言が不慣れなところがあったり、元々この計画は任意の計画で、作っていない県もあったり、結構前回砕けて作ったところもありますので、ぜひそういった粗探しもしていただいた方がよろしいかと思います。

（吉田委員）
　今のところに関連して２０ページの「②人材育成」のところには、医療従事者の研修のみならず、保健師、栄養士～というような書き方をされているので、医療従事者とそうでない職種を分けて考えているようなところも少なからずあるような感じがしたので、ここは他の部分と整合性が合うようにした方が良い気がします。
　例えば２０ページの⑤のところにもでてきている。学校、児童福祉施設等というところも、

これも要するに医療機関じゃないけれども、アレルギーの人たちがたくさん集まる場所といったところで区切っているみたいなので、ここは整理した方が良いのかもしれない。医療機関と、医療機関以外でアレルギーの人に接する職種、ということで分けて分かりやすくやっていったらいいんだろうというふうに思いますけど、ちょっとどういうふうに整理していいか、色々なところについて同じようなものが出てきているような気がいたします。

（事務局）
一つはまず機関をどう整理するか、もう一つはその職種の方をどう整理するかというところを全部ひっくるめて、おかしくないようにしていくというところですね。

（田中副会長）
多分医療従事者というと、私達からみると、この中に保健師とか栄養士も含まれているという印象があるんですけど、多分ここでわざわざ変えているのは学校とか施設という意味で、だからそこに、それが分かるような文言を入れられたら良いかなと。

（西間会長）
全国的な議論の中では、栄養士と管理栄養士のところで結構揉めて、両方つけましょうって書いたということはあるのですよね。だけど本当に不思議ですね。看護師が全く抜けて。薬剤師もね。
ちょっとこれは整理をしましょうか。全部統一した書き方の方が良いから。それを整理して、そして事務局と私（会長）で話し合って、「こういうことにしたいと思いますが。」というのを、委員の先生方に出しましょうか。「こういう整理をしましたが、これでよろしいか。」と。
ここで、一個一個何ページが、とかしていたら、また大変だから。事務的な仕事のところが多いからですね。

（事務局）
我々が参加して欲しい方々にはきちんと伝わるような表現にするということが大事だと思いますので。

（西間会長）
そうですね。抜けた職種の方は、「無い」とか言いますから。

（田中副会長）
そうですね。保健師があって、看護師がなかったらね。

（西間会長）
まあ看護師は当たり前という感じで多分抜けたんでしょうね。

（田中副会長）
やっぱり一番身近ですから。

（西間会長）
そうですね。ＰＡＥとかＣＡＩとか色々ありますからね、専門職が。

（大部委員）
１８ページの「災害時に備えた啓発の推進」のところで、避難所の管理者が食物アレルギーに対応した食品等の備蓄～とあるのですが、避難所の管理者というのは元々決まっているのですか。災害が発生してから決まるのですか。

（事務局）
元々避難所というのは市町村であらかじめ決まっておりますので、管理者が誰かというのもそれにあわせて、基本には決まっているはずです。職で大体当てたりしますので。

（大部委員）
常にそこに備蓄しているのですか。

（事務局）
そこは備蓄をしていただけるように、マニュアルにきちんと書いて、それを周知していこうと思っております。

（大部委員）
ただ、備蓄をするのは、消費期限があるでしょう。数がすごく多くて。ミルクもそうだったんですね。
久留米のときに、私たちも色々な物を取り寄せたんですけども、すべてそんなに要らなくて、残る部分が、ケースで取らないといけないので、残る部分が多くて、あとは病院に全部配ったんですよね。でも小児科、婦人科、産科があるところは少ないですよね。それで全部配り回ったので、消費期限とかそういうところも含めてこういったマニュアルを作っていただいた方が良いかなと思います。

（事務局）
実際を聞いたところですね、防災マニュアルの方で、市町村に防災計画というのを作らせまして、実際に水害、地震等があったらこちらに避難すると。
そちらの方で管理者がいらっしゃるのですけれども、その中で、実際に活動する方々の支援マニュアルがありまして、それで活動する。そこでアレルギーを持っている人、持ってない人が必要な食料はどうだ、という形になるそうですが、備蓄となるとやっぱり消費期限とかがありますので。実際の災害においては、そういった方がいらっしゃって、必要となった場合は市から、関係機関へ情報が渡り、プッシュで、物資が届くような形になっていると。なので、備蓄も考えてくださいとはなっていますけど、必ずしもということではないのかなと。現実はですね。
ただ、今の話は、備蓄の仕方として倉庫に備蓄してある行政の固定備蓄と、あと卸しに置いておく流通備蓄というのがあって、市場で出回っているものの中から常に一定量をキープして、災害時に優先的にプッシュで送っていただくということを申しているので、備蓄はちゃんとしているのです。
ただそれが、物が避難所等にはなくて、卸しの倉庫にあるというだけなので、そういう意味で消費期限も何とかクリアしていこうということはやっております。あとはそれが浸透していないところは若干あるので、アレルギー対応の食品というのはですね。

（田中副会長）
アレルギー対応の食品と言ったらどんなものがありますか。

（大部委員）
小麦粉とか卵とかもそうですし、牛乳、乳製品なんかもあるし、アレルギーじゃなくてもこども用の乳児用のミルクとか。それから減塩の物も来るんですよね、減塩の方のための、腎臓とか、そういった人たち用の食品もあるんですが、そういったものが全部来るのはいんですけど、一度に来られたら栄養士会も置くところがなくて、それだってさあ配ろうかと思ったら、東峰村は行けなくて、飯塚経由で行ったりしてとんでもなく大変だったので。ある程度もう冷凍じゃないので、それがその消費期限、もう本当に、間近で来るので、それが大変なのはありますね。

（大部委員）
あと、大きな病院さんも自分の所で備蓄しているので、医療施設とかとか介護施設とかは持っていますので、大体十分だと思います。

（西間会長）
熊本のときの例からいうと、結局そこは震災地だから何もできないですよね。それで、福岡病院でプールしてそこから送り込むという、形にしたのですよ。
だから、一番必要だったのは水と、アレルギー用のミルク、これがもう最優先で。でもそれで数日すれば、陸、海、空から、やれますから。それで、間に合うのですよね。

（事務局）
アレルギー用のミルクを福岡病院さんは備蓄しているのですか。

（西間会長）
いや、集めたのです。一斉に全国から来ますから、どこにやっていいかわからなかったり、震災地にやっても交通網が駄目だったり。そこでどうやるかと。結局そのときは、栄養士会がもうフルに働いて、何が足りないとかチェックして、それから仕分けもして、それで送り込んだ。熊本はそうしましたね。
それでも結局余って。あとはもう配って。置いていてもしょうがないから。

（大部委員）
あとは配って回るしかないんですよ。もったいないので。

（西間会長）
また備蓄というわけにはいかないので。そういう臨機応変な対応が必要なんでしょう。だからそういうところを書くのはなかなか難しいですね。「こういう、このレベルのときはああだこうだ」とかですね。

（事務局）
この意味合いは、平時のときにアレルギーを持っている方は、お母さんだったらミルクを常備して、この子はアレルギーがあるから普通のミルクは与えられないので、避難所に持って行ってくださいというのが上の段で、そういう備えがない家族が来た場合には、甲殻類等でそれを避ければ良い子は大丈夫でしょうけれども、こういったミルクとかになると、ないと困りますので、市町村のマニュアルを通じてこういった対応をしてくださいということで、マニュアルをきちんと事前に市町村に配布して、という意味合いがここに入っております。

（西間会長）
識別できるようにカードとかも作られていますかね。それがぶら下がっていれば、付いていれば要注意ということで。でもほとんどの、本当にシビアな人は、個人防衛というか、それぞれ持っているから。突如、食物アレルギーになることなんてありませんもんね。それはまずないから。

（田中副会長）
災害のときに、エピペンとかそういうものは、ここの話とはちょっと違うのですか。

（西間会長）
エピペンは、絶対的に必要ですからね。

（田中副会長）
自分が持っているということですか。

（西間会長）
エピペンは、持っていますね。

（田中副会長）
防災袋には、当然入っているんですね。

（西間会長）
どうですかね。アドレナリンは必ず入っていますからね。それで使えますから。エピペンがどうこうということは聞いたことがないですね。みんな持っていますから。ただ、使い方が解らないんです。
他にどうでしょうか。話されてない方、ちょっとこれはどうとかいうのがありますか。

（竹野委員）
７ページの下の右側の図ですが、これは、お１人でもエピペンを持っている方が在席する学校という理解でいいですか。

（西間会長）
そうですね。そういう取り方だと思います。だけど、隣のクラスのこどものを取って使えませんからね。

（竹野委員）
自分のものとして、学校に１個備蓄している方がおられるということですね。

（西間会長）
そうですね。本当は個人が１つというのが基本だけど、今その辺が大分緩くなって。
（竹野委員）
家用と学校用に持っていると。

（事務局長）

この現状の資料というのは、我々も任意で作っていまして、アレルギーに関してどういう状況かというのが少しでも分かりやすくするためなので、これよりも、リアルな統計とかがあれば、ご紹介いただければ差し替えもいたしますし、今はこの、県が調査したこれしかなかったので。

（竹野委員）
どれぐらいの割合、一校の中で何本くらいあるのか、ちょっと知りたかったのです。

（事務局）
スポーツ健康課の方に確認をして、もしご報告できればいたします。

（西間会長）
でも難しいと思いますよ。

（竹野委員）
これは学校に一本あるかということですよね。

（西間会長）
保健室にね、一本置くという時代にはまだなっていませんから。救急車に一本というのがまだできてないぐらいですから。アドレナリンはありますよ。でもエピペンはないんですよ。
ただ、今はもう二本処方がかなり現実には行われているので、一人の人が複数持っていて、それでやっているというのがあるから、いずれその辺は崩れていくと思いますね。
それと、鼻から投与するといものがもうすぐ出る可能性もありますから、そうするとまた、局面は大きく変わりますので。

（竹野委員）
あれね、ご本人がするのは難しいですよね。

（西間会長）
難しいですよ、それはね。

（竹野委員）
自分の子にできるかなと思いますよね。

（西間会長）
そうですね。中学生とか高校生になったらね、「打ったから、また処方して」ってやって来るぐらい馴染んでいる子は、あまり良くないけど、そういう子もいますからね。でもやっぱり、小学生とか、ましてや幼児は無理ですよね。
最近も何かありましたね。学校の先生がどうしても打つのを躊躇して、なかなか大変だって。でも、それは当たり前と言えば当たり前ですよね。だから、僕らは「どんどん打ってください。」と。「責任取りますから、どうかなと思ったときは打ってください。」と言うのだけど、それがなかなか周知できない。昨日も、某新聞記者が、取材に来たけど、その記者を説得するのに時間がかかる。「打つのですか。」とか何とか。よく知らない人がね、たくさんいますよね。難しいですよね。

（田中副会長）
　出回ってしまうと心配って記者は思うのではないですか。

（西間会長）多いですよ、それは。どこの記者が書くと大変というのは。でも、１回原稿見ますからね。大体見せてくれるから、そういう人は。修正しますから。

（田中委員）
　ちょっと、これには関係ないけど聞いていいですか。
　７ページの下のところの食物アレルギー、このグラフなんですけどね。食物アレルギーがあると診断された児童生徒の割合で、高等学校が多いというのは、今のこの高校生たちが育ってきたときの、環境とかそういうことが関係あるのですか。

（西間会長）
　二つ考えられて、一つは結局、小中高のときに良くならないまま高校生になったという。
　それともう一つ分かってきたのは、やっぱり運動すると誘発すると。それが分かってきたので、それでエピペンを処方する人たちが増えてきたと。その二つがあるでしょうね。
　食物アレルギー自体の患者さんも増えて、運動誘発性のものが分かってきたからという。それと、いわゆる木の実アレルギーというのが増えてきたので、木の実アレルギーはやっぱり大きい子の方が多いからですね。

（内尾委員）
　１６ページの下の方の、赤字の入っている、ちょっとこれ、国語の問題ですね。世代と書いているのですけど。もともと地域だけだったのかな。どこの地域でもって意味で、それは良いと思うんですけど。世代っていうと、こどもも。若い人も、中年も、老人もみたいな、そういう意味合いだとすると、例えば、その人の病気にも、どんな病気でも、等しく受けられるというものは、世代だけじゃないんじゃないかというか。世代っていう言葉が入ることによって何かちょっと、狭められるというか。だから本当は、居住する地域や世代に関わらず、というのがなくても多分、おかしくないというか、国語の問題なのですが、

（西間会長）
　これ世代って、何でつけたんですか。

（事務局）
　これはですね、参考資料の２ですが、国の指針がございまして。横長の資料、４ページの１番目ですけれども。参考資料の２の４ページ、一番上の第３、「アレルギー疾患医療を提供する体制の確保に関する事項」（１）のところの、現行と改正案について、国の方が世代というものをつけたんですね。なにかしら意図を持って国がつけておりまして、それを引きずってしまったということでして。なくてもいいかなと。等しくって言っていますからね。
　やはり我々としては、まず拠点病院さんがあって、その拠点病院さんがあまねく県内の医療機関に対して、人材育成等をして、均てん化していくことがまず大事なので、地域というのは非常に重要なキーワードだと思っておりますが、その世代というのがどうして入ったかというのは、私たちもちょっとまだ理解ができないところで。

（田中副会長）
　誰でもってことですよね。

（吉田委員）
　地域が確かに偏在しているので、均てん化されていないから、地域と載っているんだと。世代が均てん化されていないかと言われると確かに疑問ですよね。

（事務局）
　国に聞いてみて、そういう意識が別にあるならば、大事ですけど、そういった意識がなければ、あえてここは無理して改正しないっていう手もあるにはありますね。国の方に意図は確認できればしてみたいなとは思います。

（西間会長）
　老健施設とかね、そういう歳を取っていくといわゆる医療福祉が、福祉は受けられるんだけど、こういうアレルギーの医療っていうか、そういうものが受けられにくいということが、そういう場所が実際あるわけですよ。老人のところで。その世代の壁があるので、そういうので確か入れたと思いますけど。でも誰でも、どんな人でもというのは基本的に元にあるわけですからね。

（事務局）
　含まれていますからね。

（西間会長）
　別に世代は入れなくても、いいですよね。

（事務局）
　なのでもう福岡病院さんがそれで良ければもう、ここでは拠点病院の話をしていますので。

（西間会長）
　拠点病院は世代の壁を作っていますから、となると別ですけどね。

（事務局）
　確認したうえで特に大きく問題なければ、落とす形にしましょう。

（西間会長）
　じゃあここは元通り消すと。そういうことにしましょう。
　他にいかがでしょうか。よろしいですか。
　一つだけ問題が、医療従事者の定義というか、どういう職種を書くかということ。

（事務局）
　全体を通して検討いたします。それを会長とご相談いたしまして、また皆様方に結果をお知らせしますので。第3回の会議でですね。

（西間会長）
　それでは、これで終わりたいと思いますが、何かここだけもう 1 回という方がいなかったら、ちょっと早いですけれども、終了したいと思います。それでは、事務局の方から、よろしくお願いします。

（司会）

西間会長ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても、熱心なご討議いただきましてありがとうございます。

本日いただきましたご意見を踏まえまして、第二期の計画最終案の方を進めていきたいと思います。また、先程係長からも申し上げましたとおり、今後のスケジュールにつきましては、１２月にパブコメをさせていただきまして、今後、どういった形になるかは分かりませんが、第３回の協議会を開催し、最終案を作成のうえ、最終的には、３月に計画策定という流れになっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして、令和５年第２回の福岡県アレルギー疾患医療連絡協議会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。